

専決処分の報告について（青森市立西中学校既存校舎解体工事）

1 工 事 名 青森市立西中学校既存校舎解体工事（令和3年第2回定例会議決）
 <工 期> 令和3年7月3日から令和4年3月25日まで
 <相手方> 株式会社西田組
 代表取締役社長 西田 文仁
 （青森市大字荒川字柴田102番地1）

【工事概要】

工事場所 : 青森市大字浪館字志田36番地
 構造・規模 : 既存校舎棟 鉄筋コンクリート造3階建
 延床面積 : 5,646.00㎡

2 変 更 内 容

地中のコンクリート製杭の杭長が設計より長かったことにより増工が必要となること、及び撤去する地中の集水槽設備の深さが設計より深かったため、周囲の地盤が崩れないよう山留め壁を増設する必要があることから増額変更を行ったものである。

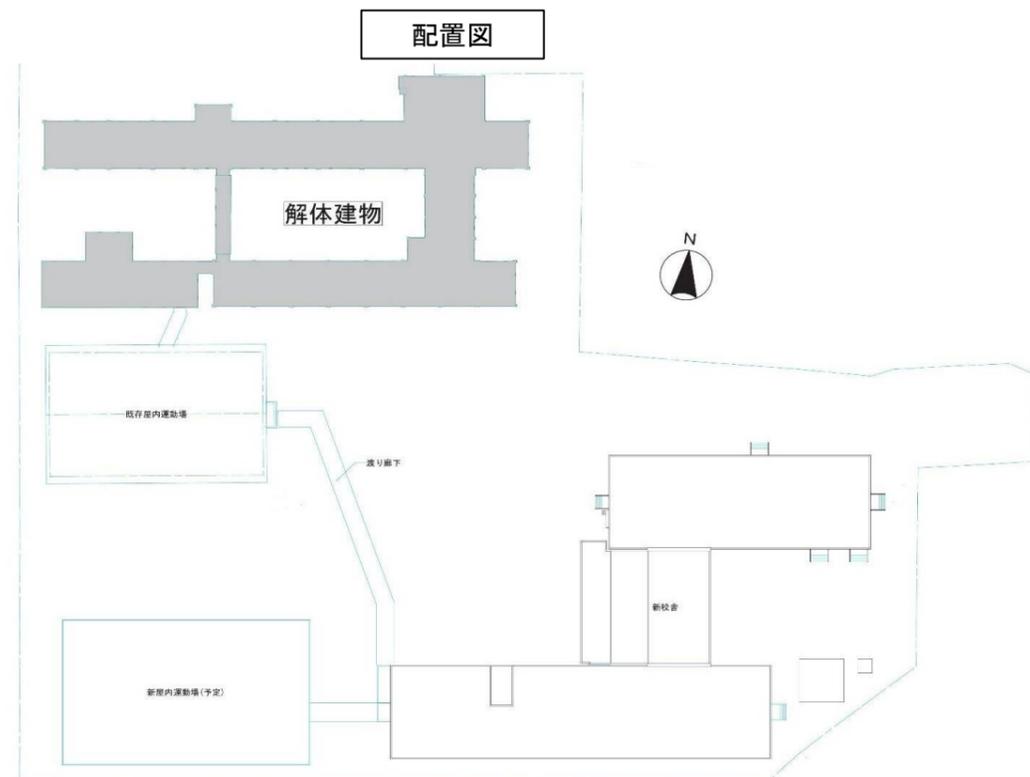
3 変 更 契 約 額

当 初 契 約 額 362,670,000円（税込）
 変 更 後 契 約 額 373,450,000円（税込）
 変 更 契 約 額 10,780,000円（税込）（当初比2.97%の増額）

4 専 決 処 分 日 令和4年2月2日

●地方自治法
 [議会の委任による専決処分]
 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共 団体の長において、これを専決処分することができる。
 ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

●地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分手項の指定について(抄) 平成17年4月14日指定
 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。
 一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分
 議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの。
 二～八(略)



コンクリート製杭抜き



山留め



●工事状況(令和3年10月12日撮影)



●工事状況(令和3年11月6日撮影)

変更内容の内訳について（青森市立西中学校既存校舎解体工事）

《増工・減工の内容》

1 杭引き抜き工事

	内容	変更金額（税込）
1	コンクリート製杭引き抜き	1,580,200円
2	重機運搬費	250,200円
3	埋戻し土固化剤	843,700円
	小計…①	<u>2,674,100円</u>

2 アスベスト除去工事

	内容	変更金額（税込）
1	処分費	▲214,500円
	小計…②	<u>▲214,500円</u>

3 設備基礎解体工事

	内容	変更金額（税込）
1	山留め壁	2,672,800円
	小計…③	<u>2,672,800円</u>

4 解体発生材

	内容	変更金額（税込）
1	処分費	501,500円
	小計…④	<u>501,500円</u>

5 共通費

	内容	変更金額（税込）
1	共通仮設費（仮設鉄板敷きを含む）	3,507,000円
2	現場管理費	608,200円
3	一般管理費	1,030,900円
	小計…⑤	<u>5,146,100円</u>

《増額となる契約金額》

上記、①+②+③+④+⑤ = 10,780,000円の増額となる